

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次休暇の日数)	(年次休暇の日数)
第11条 略	第11条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の人事委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、 <u>水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例</u> （平成30年香川県条例第23号）第1条の規定による廃止前の香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数	(5) 当該年の前年において公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下この号及び次号において「公立学校勤務時間等条例適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で人事委員会の定めるものにあっては、人事委員会の定める日数）に当該年の前年における公立学校勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数
(6)・(7) 略	(6)・(7) 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。